

広島市消費生活審議会消費者教育部会の設置について

1 設置目的等

平成 24 年 12 月施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、市町村は、国の基本方針及び都道府県消費者教育推進計画を踏まえて、消費者教育推進計画を作成すること（同法第 10 条関係）と、消費者教育推進地域協議会を置くこと（同法第 20 条関係）を努力義務としている。

このため、本市としては、広島市消費生活審議会に新たに消費者教育部会を設置し、当該部会を消費者教育推進地域協議会と位置付け、「消費者教育推進計画」を策定する。

2 部会の構成

(1) 人数

9 名（審議会委員 5 名及び専門委員 4 名）

(2) 構成員

別添「広島市消費生活審議会消費者教育部会委員名簿（案）」のとおり

《参考》

●広島市消費生活条例抜粋

（審議会）

第 3 2 条 第 7 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 1 1 条第 3 項（第 1 2 条第 4 項及び第 1 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 1 6 条第 2 項の規定によりその権限に属するものとされた事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するため、広島市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、消費生活に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議することができる。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 審議会の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 審議会の専門委員は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 審議会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●広島市消費生活条例施行規則抜粋

（部会）

第 2 6 条 審議会に、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(別添)

「広島市消費生活審議会消費者教育部会委員名簿（案）」

学識経験を有する者	西 敦子	山口大学教育学部准教授
学識経験を有する者	板根 富規	広島弁護士会会員
消費者を代表する者	徳田 洋子	広島消費者協会会長
事業者を代表する者	谷村 武士	広島商工会議所専務理事
市民を代表する者	阿須賀 芳恵	市民公募
専門委員		広島市立小学校家庭科教諭
専門委員		広島市立中学校家庭科教諭
専門委員		広島市立高等学校家庭科教諭
専門委員	笹川 進吾	広島市電子メディア協議会副会長